救済制度認定基準(案)

	T	
	労災制度の認定基準	救済制度の認定基準(案)
中皮腫	(1) 石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であって、次のア又はイに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。 ア じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。 イ 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。 (2) 上記(1)に該当しない中皮腫の事案については、本省に協議すること。	胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であることが確認された場合、認定されるものとする。
	留意事項: 中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織検査に基づく確定診断がなされることが重要である。また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、結核性胸膜炎、その他の炎症性胸水、などとの鑑別も必要となる。 このため、中皮腫の業務上外の判断に当たっては、病理組織検査記録等を収集し、確定診断がなされているか確認すること。なお、病理組織検査が行われていない事案については、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾患との鑑別の根拠等を確認すること。	中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織検査に基づく確定診断がなされることが重要である。また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、結核性胸膜炎、その他の炎症性胸水、などとの鑑別も必要とされる。 このため、中皮腫の診断に当たっては、病理組織検査記録等が求められ、確定診断が適正になされているか確認されるものとする。 なお、病理組織検査が行われていない事案については、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾患との鑑別の根拠等を主治医から求め、専門家による検討を踏まえて判断されるものとする。

肺がん

- (1) 石綿ばく露労働者に発症した原発性肺がんであって、次の ア又はイに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当 する業務上の疾病として取り扱うこと。
- 原発性肺がんであって、かつ、肺がんの発症リスクを 2 倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に認定されるものとする。肺がんの発症リスクを 2 倍に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合としては、次のア又はイのいずれかに該当する場合が考えられる。

- ア じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。
- イ 次の(ア)又は(イ)の医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること。ただし、次の(イ)に掲げる医学的所見が得られたもののうち、肺内の石綿小体又は石綿繊維が一定量以上(乾燥肺重量1g当たり5000本以上の石綿小体若しくは200万本以上(5 μm超。2 μm超の場合は500万本以上)の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体)認められたものは、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくとも、本要件を満たすものとして取り扱うこと。
 - (ア) 胸部エックス線検査、胸部CT検査等により、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められること。
 - (イ) 肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。
- (2) 石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たない事案であっても、上記(1)のイの(ア)又は(1)に掲げる医学的所見が得られているものについては、本省に協議すること。

- ア 胸部エックス線検査、胸部 C T 検査により、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められ、かつ、胸部エックス線検査でじん肺法に定める第 1 型以上と同様の肺線維化所見があり、胸部 C T 検査おいても肺線維化所見が認められること。
- イ 肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上(乾燥肺重量1g当たり5000個以上の石綿小体若しくは200万本以上(5 µm超。2 µm超の場合は500万本以上)の石綿繊維又は気管支肺胞内洗浄液1ml中5本以上の石綿小体)認められること。